

「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」

(福島県教育委員会通知の概要)

文部科学省は、福島第一原発事故による校庭・園庭での放射線量の基準値を毎時3.8マイクロシーベルトとし、基準を上回った学校の屋外活動を制限する通知を福島県教育委員会に通知しました。伊達市教育委員会には、福島県教育委員会から「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」の通知がありました。

県の通知によれば、4月14日に行ったモニタリング再調査の結果、基準値を上回った学校等は活動を制限し、基準値未満の学校は活動を制限しないことになりましたが、生活上の留意事項と継続的なモニタリングは実施されます。

伊達市内では4月5日から7日まで全ての学校、幼稚園でモニタリング調査が行われ、3.7マイクロシーベルト以上となった小国小学校と富成小学校でモニタリング再調査が行われ、両校とも基準値を上回ったため、校庭及び屋外活動を制限することになりました。福島県教育委員会が示した屋外活動の制限と留意事項は下記のとおりです。その他の学校は制限がありませんが、児童生徒の健康の保持上、有効な留意事項と考えられることから、同様に取り組むことになりました。

○屋外活動の制限

校舎は利用して差し支えないが、校庭での活動を1日あたり1時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限すること。

○留意事項

- ・校庭等の屋外での活動後には、手や顔を洗い、うがいをする。
- ・土や砂を口に入れないように注意する(砂場の利用を控えるなど注意が必要)。
- ・土や砂が口に入った場合には、よくうがいをする。
- ・登校時、帰宅時に靴の泥をできるだけ落とす。
- ・土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。

No.	所在地	調査対象学校名	原発からの 方角・ 距離	調査 時刻	空間線量率(μSv/h)								備考(窓・中心別校舎内平均値)				
					校舎外平均値		コンクリート敷地値		校舎内平均値		体育館		天候	窓側平均		中心平均	
					1m	50cm	1m	50cm	1m	50cm	1m	50cm		1m	50cm	1m	50cm
22	伊達市	伊達市立小国小学校	北西 55.4km	12:34	5.2	5.6	2.9	3.0	0.5	0.2	0.6	0.6	0.6	0.7	0.2	0.3	0.2
29	伊達市	伊達市立富成小学校	北西 58.9km	13:38	4.6	5.0	2.6	2.7	0.3	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2

2

4/22 ~ 伊達市民センター (保健センター)
(全) 15:00 説明(国・県)

・ 託児教職員保護者



伊達市	1	公立小学校	伊達市立小手小学校	4月5日	2.7	3.6
	2	公立小学校	伊達市立月館小学校	4月5日	1.8	2.3
	3	公立小学校	伊達市立小国小学校	4月5日	4.8	5.6
	4	公立小学校	伊達市立掛田小学校	4月5日	2.8	3.6
	5	公立小学校	伊達市立石田小学校	4月5日	1.6	2.2
	6	公立小学校	伊達市立泉原小学校	4月5日	1.5	2.1
	7	公立小学校	伊達市立大石小学校	4月5日	1.2	1.7
	8	公立小学校	伊達市立東小学校	4月6日	1.7	2.1
	9	公立小学校	伊達市立柱沢小学校	4月6日	2.8	3.5
	10	公立小学校	伊達市立上保原小学校	4月6日	1.9	2.4
	11	公立小学校	伊達市立保原小学校	4月6日	1.8	2.3
	12	公立小学校	伊達市立大田小学校	4月6日	1.8	2.4
	13	公立小学校	伊達市立富成小学校	4月6日	3.9	4.9
	14	公立小学校	伊達市立山舟生小学校	4月6日	0.98	1.2
	15	公立小学校	伊達市立富野小学校	4月6日	1.0	1.3
	16	公立小学校	伊達市立栗野小学校	4月6日	1.4	1.9
	17	公立小学校	伊達市立梁川小学校	4月6日	0.85	1.4
	18	公立小学校	伊達市立白根小学校	4月6日	0.83	1.1
	19	公立小学校	伊達市立堰本小学校	4月6日	1.5	1.8
	20	公立小学校	伊達市立伊達小学校	4月7日	1.1	1.6
	21	公立小学校	伊達市立五十沢小学校	4月7日	0.89	1.2
	22	公立小学校	伊達市立国見大枝学校組合立大枝小学	4月7日	0.9	1.1
	23	公立中学校	伊達市立月館中学校	4月5日	1.9	2.4
	24	公立中学校	伊達市立豊山中学校	4月5日	2.8	3.4
	25	公立中学校	伊達市立梁川中学校	4月6日	1.1	1.4
	26	公立中学校	伊達市立松陽中学校	4月6日	3.0	3.6
	27	公立中学校	伊達市立伊達中学校	4月6日	1.7	2.3
	28	公立中学校	伊達市立桃枝中学校	4月6日	1.8	2.3
	29	公立幼稚園	伊達市立月館幼稚園	4月5日	1.7	2.5
	30	公立幼稚園	伊達市立掛田幼稚園	4月5日	2.4	3.3
	31	公立幼稚園	伊達市立伏黒幼稚園	4月6日	0.7	1.3
	32	公立幼稚園	伊達市立柱沢幼稚園	4月6日	2.3	3.5
	33	公立幼稚園	伊達市立保原幼稚園	4月6日	1.6	2.3
	34	公立幼稚園	伊達市立富成幼稚園	4月6日	3.2	4.4
	35	公立幼稚園	伊達市立栗野幼稚園	4月6日	1.3	1.8
	36	公立幼稚園	伊達市立梁川幼稚園	4月6日	1.0	1.4

	37	公立幼稚園	伊達市立畠野幼稚園	4月6日	0.93	1.4	
	38	公立幼稚園	伊達市立坂本幼稚園	4月6日	1.5	2.0	
	39	公立幼稚園	伊達市立上保原幼稚園	4月6日	1.7	2.4	
	40	公立幼稚園	伊達市立伊達幼稚園	4月7日	1.3	1.6	
	41	私立幼稚園	神愛幼稚園	4月5日	1.4	1.8	
	42	私立幼稚園	大田幼稚園	4月6日	1.7	2.5	大田幼稚園と大田保育所を統合し、認定こども園 大田幼稚園・保育園に名称変更
	43	私立幼稚園	保原教会幼稚園	4月6日	1.5	2.2	
	44	保育園	月館保育園	4月5日	1.7	2.3	
	45	保育園	蟹山三育保育園	4月5日	2.8	3.8	
	46	保育園	保原保育園分園	4月6日	1.2	2.5	
	47	保育園	保原保育園	4月6日	1.8	2.5	
	48	保育園	保原第二保育園	4月6日	1.7	2.5	
	49	保育園	大田保育園	4月6日	-	-	
	50	保育園	梁川中央保育園	4月6日	0.79	1.1	
	51	保育園	しらうめ保育園	4月6日	0.86	1.3	
	52	保育園	梁川保育園	4月6日	0.92	1.3	
	53	保育園	伊達保育園	4月7日	1.0	1.6	
	54	認可外	ベビーホームもも	4月6日	1.3	2.0	
	55	認可外	子じか園	4月6日	1.1	1.8	
	56	認可外	わんぱくランド	4月6日	1.4	2.1	
桑折町	1	公立小学校	桑折町立釧芳小学校	4月7日	1.7	2.3	
	2	公立小学校	桑折町立伊達崎小学校	4月7日	2.1	2.9	
	3	公立小学校	桑折町立睦合小学校	4月7日	1.0	1.6	
	4	公立小学校	桑折町立半田釧芳小学校	4月7日	1.5	1.7	
	5	公立中学校	桑折町立釧芳中学校	4月7日	1.8	2.3	
	6	公立幼稚園	桑折町立釧芳幼稚園	4月7日	1.3	1.9	
	7	公立幼稚園	桑折町立伊達崎幼稚園	4月7日	1.7	2.5	
	8	公立幼稚園	桑折町立睦合幼稚園	4月7日	1.3	1.9	
	9	公立幼稚園	桑折町立半田釧芳幼稚園	4月7日	1.6	2.2	
	10	保育園	釧芳保育所	4月7日	1.3	1.8	
国見町	1	公立小学校	国見町立小坂小学校	4月7日	1.6	2.1	
	2	公立小学校	国見町立森江野小学校	4月7日	1.2	1.6	
	3	公立小学校	国見町立大木戸小学校	4月7日	1.2	1.5	
	4	公立小学校	国見町立藤田小学校	4月7日	1.4	1.5	
	5	公立中学校	国見町立東北中学校	4月7日	1.2	1.6	
	6	公立幼稚園	国見町立森江野幼稚園	4月7日	1.1	1.6	

避難区域等の外の地域の学校の校舎・校庭等の利用判断に係る暫定的考え方 (案)

ICRP (国際放射線防護委員会) の「非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベル」
1~20mSv/yの幅の中で、20mSv/yを暫定的な目安として設定し、今後できる限り、児童生徒の受ける線量を減らしていくことを指向

3. 7 μ Sv/h以上の福島県内の学校等(52校・園)について詳細な再調査を実施。

$$(3. 8 \mu \text{Sv} \times 8 \text{時間} + 1. 52 \mu \text{Sv} \times 16 \text{時間}) \times 365 \text{日} \doteq 20 \text{mSv/y}$$

屋外 0.4(注A) 屋内(木造家屋) $\frac{8}{24} \times \frac{16}{24} = 0.6$

再調査の結果

3. 8 μ Sv/h以上(対象13校・園/3500人)



校庭及び屋外活動の制限

例: 屋外活動は1日あたり1時間以内
砂場の利用は控える(幼・保)

3. 8 μ Sv/h未滿



特段の制約なし

積算線量計算により、継続的に線量レベルを算出し、評価面の上、制限措置を解除し、夏季休業終了までの期間(13校(3500人)をのこに見直し)
再調査と同様の調査を毎週行い、3.8 μ Sv/h以上(13校(3500人)をのこ)を調査し、毎週3.8 μ Sv/hを
下回っていることを確認できれば制限解除

福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方(案)

I. 学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安について

学校等の校舎、校庭、園舎及び園庭(以下、「校舎・校庭等」という。)の利用の判断について、現在、避難区域と設定されている区域、これから計画的避難区域や緊急時避難準備区域に設定される区域を除く地域の環境においては、放射性物質の放出の影響は比較的小さいので、児童生徒等が学校教育・保育を受ける必要性から次のように国際的基準を考慮した対応をすることが適当である。

国際放射線防護委員会(ICRP)のPublication109(緊急時被ばくの状況における公衆の防護のための助言)によれば、事故継続等の緊急時の状況における基準である20～100mSv/年を適用する地域と、事故収束後の汚染による被ばくの基準である1～20mSv/年を適用する地域の併存を認めている。また、ICRPは、2007年勧告を踏まえ、本年3月21日に改めて「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベル(※1)として、1～20mSv/年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を出している。

このようなことから、児童生徒等が学校等に通える地域においては、非常事態収束後の参考レベルの1～20mSv/年を学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切であると考えられる。

※1 「参考レベル」：これを上回る線量を受けることは不適切と判断されるが、合理的に達成できる範囲で、線量の低減を図ることとされているレベル。

また、児童生徒等の受ける線量を考慮する上でのより安全サイドに立った想定として、16時間の屋内(木造)、8時間の屋外活動の生活パターンを想定すると、20mSv/年に到達する空間線量率は、屋外3.8μSv/時間、屋内木造1.52μSv/hである。したがって、空間線量率がこれを下回る学校等では、児童生徒等が平常どおりの活動によって受ける線量が20mSv/年を超えることはないと考えられる。また、学校等での生活は校舎・園舎内で過ごす割合が相当を占めるため、学校等の校庭・園庭において3.8μSv/時間以上を示した場合においても、校舎・園舎内の滞在には大幅な線量の軽減効果が期待できることから、校舎・園舎内での生活を中心とする限り、児童生徒等の受ける線量が20mSv/年を超えることはないと考えられる。

II. I. を踏まえた福島県における学校等を対象とした環境放射線モニタリングの結果に対する見解

平成23年4月8日に結果がとりまとめられた福島県による学校等を対象とした環境放射線モニタリング結果及び4月14日に文部科学省が実施した再調査の結果を踏まえた原子力災害対策本部の見解は以下のとおり。

なお、避難区域並びに今後設定される予定の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する学校等については、校舎・校庭等の利用は行わないこととされている。

- (1) 文部科学省による再調査により、校庭・園庭で $3.8 \mu\text{Sv}/\text{時間}$ (保育所、幼稚園、小学校については50cm高さ、中学校については1m高さの数値:以下同じ)以上の空間線量率が測定された学校等については、別添に示す生活上の留意事項に配慮するとともに、当面、校庭・園庭での活動を1日あたり1時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である。

なお、これらの学校等については、4月14日に実施した再調査と同じ条件で国により再度の調査をおおむね1週間毎に行い、空間線量率が $3.8 \mu\text{Sv}/\text{時間}$ を下回り、また、翌日以降、再度調査して $3.8 \mu\text{Sv}/\text{時間}$ を下回る値が測定された場合には、空間線量率の十分な低下が確認されたものとして、(2)と同様に扱うこととする。さらに、校庭・園庭の空間線量率の低下の傾向が見られない学校等については、国により校庭・園庭の土壌について調査を実施することも検討する。

- (2) 文部科学省による再調査により校庭・園庭で $3.8 \mu\text{Sv}/\text{時間}$ 未満の空間線量率が測定された学校等については、校舎・校庭等を平常どおり利用をして差し支えない。

- (3) (1)及び(2)の学校については、児童生徒等の受ける線量が継続的に低く抑えられているかを確認するため、今後、国において福島県と連携し、継続的なモニタリングを実施することが適当である。

III. 留意点

この「暫定的考え方」は、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、平成23年4月以降、夏季休業終了(おおむね8月下旬)までの期間を対象とした暫定的なものとする。

今後、事態の変化により、本「暫定的考え方」の内容の変更や措置の追加を行うことがある。

別添

線量の低減のために取り得る学校等における生活上の留意事項

以下の事項は、これらが遵守されないと健康が守られないということではなく、可能な範囲で児童生徒等が受ける線量をできるだけ低く抑えるためのものである。

- ①校庭・園庭等の屋外での運動後等には、手や顔を洗い、うがいをする。
- ②土や砂を口に入れないように注意する(特に乳幼児は、保育所や幼稚園において砂場の利用を控えるなど注意が必要。)
- ③土や砂が口に入った場合には、よくうがいをする。
- ④登校・登園時、帰宅時に靴の泥をできるだけ落とす。
- ⑤土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。



23 教生第 72 号
平成 23 年 4 月 20 日

伊達市教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的
考え方について」に関する保護者等説明会について (依頼)

このことについて、文部科学省より「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断にお
ける暫定的考え方について」が示されました。

つきましては、貴所属伊達市立小国小学校及び伊達市立富成小学校の保護者等を対象に、
下記により説明会を実施いたしますので、当該小学校長を通して保護者等へお知らせくだ
さるようお願いいたします。

時間のないところでの対応となりますが、よろしくをお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成 23 年 4 月 22 日 (金)
14:30~16:20 (受付: 14:00~14:30)
- 2 場 所 伊達市保原市民センター
住所: 伊達市保原町字宮下 111-4 電話 024-575-4166
- 3 参加対象 ○伊達市立小国小学校保護者、校長等
○伊達市立富成小学校保護者、校長等
○伊達市教育委員会担当者
- 4 内 容 (1)「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方
について」の趣旨説明
(2)「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方
について」を踏まえた教育活動上の留意点についての説明

14:00	14:30	14:40	15:40	16:10	16:20
受付	開会	説明	質疑応答	閉会	

- 5 講 師 文部科学省担当者、他
- 6 その他 ○ 会場の駐車台数に限りがあるため、できるだけ公共交通機関の利用
か乗合をお願いします。

(事務担当 学校生活健康課 電話 024-521-3367)

